

## 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援事業(以下「当事業」という。)において、応募活動の選考方法について定めるものである。

### (選考の方法)

第2条 応募活動の選考は、「適合性の確認」及び「総合審査」により行うものとする。

### (適合性の確認)

第3条 適合性の確認は、別途定める当事業の事務局において、応募書類により、対象となる活動及び経費かなどの適合性の確認を行うものである。

2 適合性の確認にあたっては、必要に応じて、電話等その他の手段により、応募者へ直接ヒアリングを行うものとするとともに、必要に応じて、市、区及び社会福祉協議会等の団体から参考意見を聞くことができるものとする。

3 確認の結果については、事務局から委員会へ報告するものとする。

### (総合審査)

第4条 総合審査は、別途定める「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考委員会(以下「委員会」という。)において行う、応募書類による書類審査及びプレゼンテーション審査を総合した審査とする。

2 プレゼンテーション審査は、応募書類で説明しきれない部分を応募者が直接、委員会に説明する場、委員会からの応募者への質疑の場として行うとともに、応募者が活動に対する熱意を示す場とするものである。

3 委員会において、別表の選考基準に基づき総合審査を実施し、応募件数、希望支援額及び支援予定総額等を勘案し、討議によって支援する活動及び支援額を決定する。

### (公開等)

第5条 選考の実施に関して公開する事項等は、次のとおりとする。

(1) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考委員会設置要綱

(2) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」支援要綱

(3) 「都筑 motto いきいき元気プロジェクト」選考要領

(4) 支援対象となった活動の「グループ名」、「活動の名称」及び「活動の概要」

2 選考からもれた活動については、応募書類の全項目について非公開とする。

3 プレゼンテーション審査及び活動報告会は、公開の場で行うものとする。

附 則 この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

## 【選考基準】

項 目	説 明
テーマとの関連	応募したテーマに係る活動のアピール性
チャレンジ性	活動の新規性・独自性・先駆性
地域貢献度	地域ニーズへの対応、地域課題解決の可能性
継続発展性	活動の継続性及び発展性、地域への拡がり、人材育成の視点
魅力向上効果	話題性、地域へのアピール度
具体性・実現性	活動計画の具体性、実現性、目標の妥当性
他団体等交流	地域住民、多世代、他団体等との交流
費用対効果等	予算の妥当性・有効性